

企画競争説明書

(QCBS方式-ランプサム型)

業務名称：エチオピア国アディスアババにおける国立感染症専門病院強化計画準備調査(QCBS - ランプサム型)

調達管理番号：23a00844

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額 について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年1月31日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2024年1月31日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：エチオピア国アディスアベバにおける国立感染症専門病院強化計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2024年4月～2025年4月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の36%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Morita.Akane@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部 保健第一グループ保健第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年2月6日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年2月15日 12時
3	質問への回答 2月6日12時までの受領分	第1回 回答日 2024年2月9日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2024年2月20日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年2月27日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2024年3月11日 10時30分
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」を参照してください。

(URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記4.（3）参照

2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛

CC：担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

- 注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。
- 注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。
- 注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4.(3)日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 上記4.(3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4.(3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名: 「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記4.(3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

（3）提出先

1）プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2）見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（4）提出書類

1）プロポーザル・見積書

2）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（5）電子入札システム導入にかかる留意事項

1）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

[URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html](https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html)

2）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

（2）評価方法

1）技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙1「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点に

については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

①（価格評価点）＝最低見積価格＝100点

②（価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90 : 10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 4. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% 算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 4. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

12. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象として試行的に実施していましたが、4月末まで期間を延長します。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」、本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」、別紙1については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- (1) プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- (2) 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザルにて提案してください。
- (3) プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- (4) 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）
- (5) 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

(6) プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める事項	特記仕様書案での該当条項
1	建設候補地選定方針含む施設計画の留意点	第4条 実施方針及び留意事項(11)建設予定地の確認、第5条 業務の内容(12)基本計画/概略設計図の作成、(13)施工計画/施工監理計画の立案
2	自然・サイト状況調査の方針	第5条 業務の内容(4)自然状況調査、(5)サイト状況調査
3	ソフトコンポーネントの検討方針	第5条 業務の内容(15)技術支援計画の検討、計画策定
4	事業の評価指標(案)	第5条 業務の内容(23)事業の評価指標の検討
5	機材維持管理の確認にかかる方針	第5条 業務の内容(5)サイト状況調査1)既存機材状況調査、(14)事業の維持管理計画の立案
6	ジェンダー主流化・障害主流化ニーズの確認にかかる方針	第5条 業務の内容(7)ジェンダー視点に立った調査・計画、(8)障害配慮に関する検討・計画

【2】 特記仕様書(案)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業(以下「本事業」という。)を無償資金協力として実施する必要性や妥当

性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

1) 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。

2) 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。

3) 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。

4) 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。

(2) 参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

1) 公開資料

①設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

・協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）

・同「補完編（建築分野）」（2023年4月）

・同「機材編」（2023年4月）

②環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA環境社会ガイドライン」という。）

・国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）

③その他

・JICA不正腐敗防止ガイダンス

・無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

・コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2022年10月）

・コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2022年10月）

・ソフトコンポーネント・ガイドライン

・ODA建設工事安全管理ガイダンス（以下、「安全管理ガイダンス」という。）

・資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

- ・ 進捗報告・Project Monitoring Report (PMR)
- ・ JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

（３）計画策定のプロセス

本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。

以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

１）初回現地調査派遣前

既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。

２）現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

３）概略設計協議に関する現地派遣前

計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

（４）発注者への事前説明

１）説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関等に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせることを。

２）相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。

３）発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

（５）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

１）既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。

２）業務に先立って以下に列挙する調査等が実施されているところ、かかる先行調査等から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。

３）先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。

・ 「アフリカ地域 新型コロナウイルス感染拡大を受けた保健医療施設・機材にかかる情報収集・確認調査」（2022年）

上記調査の教訓も踏まえて、調査の効率化に努め、事業完了後の実施体制について検討すること。

(6) 本業務における地理的な対象範囲

本業務における自然条件調査、社会条件調査、事業実施スケジュール、環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するにあたって必要となり、かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。

例：土取り場、土捨て場、工所用ヤード、工所用道路等の関連インフラ等

(7) 環境社会配慮

本事業は、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため、カテゴリ C に分類されている。

(8) 調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

本業務では当該項目は適用しない。

(9) クラスタ事業戦略での本件の位置づけ

本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）「保健医療」の中で掲げるクラスタのうち「中核病院診断・治療強化」、「感染症対策・検査拠点強化」に資するものである。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者既往事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既往事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既往事業・関連調査は以下のとおり。

- ・病院運営改善アドバイザー（2021年～2023年）
- ・課題別研修「感染予防と管理：COVID-19 時代における薬剤耐性と医療関連感染」（2023年度）

(10) 発注者の既往事業との連携可能性の検討

本業務では該当する関連既存事業はない。

(11) 相手国関係機関の調整

本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

実施機関とともに調査及び事業の進め方について検討を行うこと。

また、アフリカ CDC を通じて本取組事例がアフリカ域内の感染予防・管理強化に資することが期待されることから、アフリカ CDC 感染予防・管理部門とも適宜情報共有を行う。（JICA からアフリカ CDC に派遣中の専門家等を通じ具体的な検討を進める予定。）

(12) 建設予定地の確認

先行調査（「アフリカ地域 新型コロナウイルス感染拡大を受けた保健医療施設・機材にかかる情報収集・確認調査」）によると、建設予定地は対象病院の敷地内に北側、

南側の2か所想定されており、本調査で詳細を確認したうえで決定が必要である。北側の土地は傾斜地で空地は狭く、場合によっては既存施設の撤去作業や土地造成が必要となる可能性がある。南側の土地は、空地面積は広いが、地中埋設物やライフラインが不明であり、高低差もあるとみられることから、入念な測量や地中埋設物の調査が必要。既存病棟との適切な動線確保の観点も含め、検討を行うこと²。

第4条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成

- 1) 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、調査計画を策定する。
- 2) 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの作成・説明

- 1) 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- 2) 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等の関係者にインセプション・レポートの内容を説明する。

(3) 本事業の背景・経緯・目的・内容の確認

本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。

- 1) 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
- 2) 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等

(4) 自然状況調査

概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、別紙2に示す自然条件調査、現地条件調査等を行う³。（詳細は別紙2参照）

(5) サイト状況調査

設計・施行計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）⁴⁵。

（詳細は別紙2参照）

1) 既存機材状況調査

² 建設候補地選定方針含む施設計画の留意点をプロポーザルで提案すること。

³ 自然・サイト状況調査の方針についてプロポーザルで提案すること。

⁴ 自然・サイト状況調査の方針についてプロポーザルで提案すること。

⁵ 機材維持管理の確認にかかる方針をプロポーザルで提案すること。

既存機材の稼働状況、故障の規模、利用状況、維持管理体制、運用状況等

2) 設置予定場所状況調査

設置予定場所の広さ、機材配置、空調換気設備（給排気）、電力（停電対策含む）、医療廃棄物処理体制等

3) 地形・地質測量

(6) 環境社会配慮にかかる調査

本業務では当該項目は適用しない。

(7) ジェンダー視点に立った調査・計画

本業務では以下の対応を行う⁶。

1) 事業内容への反映の検討

①実施機関と議論を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための設計、施工、運用時の対応を検討し、導入に努める。

②設計段階の配慮例：女性のニーズに留意した施設や設備の設置（トイレ等の設計における女性の安全性や利便性の確保等）

③施工・運用段階の配慮例：施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備

(8) 障害配慮に関する検討・計画

本業務では以下の対応を行う⁷。

1) 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。

2) 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

(9) 気候変動対策案件としての検討

本業務では当該項目は適用しない。

(10) 調達事情調査

本事業実施に必要な資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、以下を調査する（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）。

1) 現地国内及び第三国における輸送状況の調査

2) 第三国を通過する場合を含めた通関手続き、免税手続きの整理

3) スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査、保守契約を概略設計に含む必要のある医療機材及び保守契約の内容、保守契約を履行できる現地業者の有無等を考慮した調達方法の検討

⁶ ジェンダー課題やニーズに対応するための方針をプロポーザルで提案すること。

⁷ 障害配慮にかかる課題やニーズに対応するための方針をプロポーザルで提案すること。

- 4) 第三国調達の可能性の検討
- 5) 調達上の留意事項のとりまとめ
- 6) 調達、据付に関する、日本側と相手国側負担事項の区分の明確化
- 7) 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(11) 施設、設備、機材計画調査

既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用状況、維持管理状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。

当該国での設計・建設行為及び消防等防災に係る法令の詳細を確認する。

検討結果を施設計画、機材・資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。

機材据付に伴う施設工事(床、内壁等)の必要性、方法及び費用についても確認を行う。

(12) 基本計画／概略設計図の作成

本業務では以下の対応を行う。

- 1) 概略設計方針に基づき、本事業の基本計画を整理、確定し、これに基づき概略設計図を作成する。平時および重症患者急増時の施設運用計画を検討・作成する。概略設計図には、施設／構造物全体の平面図／縦断図／標準断面図の図面を含める⁸。
- 2) 基本計画の整理、確定にあたり、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。

(13) 施工計画／施工監理計画の立案

以下の施工計画について検討・整理する。

- 1) 施工方針
- 2) 施工上の留意事項
- 3) 施工区分(相手国負担工事との区分)
- 4) 品質管理計画
- 5) 資機材調達計画
- 6) 仮設計画(必要に応じて)
- 7) 実施工程
- 8) 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
- 9) 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮

本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を整理する⁹。

(14) 事業の維持管理計画の立案

⁸ 建設候補地選定方針含む施設計画の留意点、特に呼吸器感染症の専門病院としての換気および空調管理、重症患者急増時および平時の施設運用等についてプロポーザルで提案すること。

⁹ 建設候補地選定方針含む施設計画の留意点をプロポーザルで提案すること。

本業務では以下の対応を行う¹⁰。

1) 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース、技術力、財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。

2) 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費、更新費用を検討する。

(15) 技術支援計画の検討、計画策定¹¹

本業務では以下の対応を行う。

1) 本事業で整備する施設及び／もしくは機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の必要性を精査し、必要と認められる場合には計画内容を検討する。ソフトコンポーネント計画の検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。

2) ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

(16) 施工時の工事安全対策に関する検討

本業務では以下の対応を行う。

1) 発注者から提供される「安全対策ガイダンス」も参考にしつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。

2) 施工時の工事安全対策に関する情報は同事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所とすり合わせし、相手国政府・実施機関等から入手あるいは照会が必要な情報について同事務所に照会する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。

3) 施工計画の策定に際して、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集した相手国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査の事例も踏まえた上で必要な安全対策を概略設計に反映する。

(17) 内部照査の実施

本業務では当該項目は適用しない。

(18) 相手国負担事項の整理

1) 我が国無償資金協力スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。

2) 相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、アクセス道路の確保、電気・給排水設備の引き込み、B/A・A/P、環境社会配慮に係る手続き等）のプロ

¹⁰ 空調設備等を含む施設・機材維持管理の確認にかかる方針をプロポーザルで提案すること。

¹¹ ソフトコンポーネントの検討方針をプロポーザルで提案すること。

セス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。

3) 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

(19) 免税情報の収集・整理

本業務では以下の対応を行う。

1) 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を税務当局への確認等を通じて調査する。主要税目は、以下を含む。

- ・ 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
- ・ 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
- ・ 付加価値税（VAT 等）
- ・ 資機材の輸入に課される税金や諸費用
- ・ その他当該事業実施において関係する主要税目

2) 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。

3) 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

4) 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。

5) 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

(20) 現地調査結果概要の作成・説明

本業務では以下の対応を行う。

現地調査後、10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

(21) 概略事業費の算出

1) 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する。

2) 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。

3) 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

（２２）想定される事業リスクの検討

本業務では以下の対応を行う。

- 1) 事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 2) 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

（２３）事業の評価指標の検討

- 1) 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する¹²。
- 2) 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約３年をめどとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

（２４）事業概要の本邦企業への説明

本業務では以下の対応を行う。

- 1) 概略設計協議前に、発注者は本事業への応札を検討する本邦企業に対して事業実施に重要なポイント（事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等）を説明する事業説明会を開催する。
- 2) 受注者は調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。また、同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を発注者と調整し、調査結果に反映させる。

（２５）協力準備実施報告書（案）の作成

調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

（２６）協力準備調査報告書（案）の説明

本業務では以下の対応を行う。

- 1) 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 2) 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮等）。
- 3) 協力準備調査報告書は、調査後速やかに概略事業費の記載を除く内容、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

¹² 事業の評価指標（案）をプロポーザルで提案すること。

(27) 準備調査報告書の作成

1) 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書(案)の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。

2) 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書(先行公開版)も作成する。

第5条 成果品

1) 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量(部数)は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。

2) 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。

3) 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

4) 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

	レポート名	提出時期	言語	形態	部数
1	業務計画書	契約締結日から 10営業日以内	日本語	電子データ	1部
2	インセプション・ レポート	第一回現地調査 本邦出発前	英語	電子データ	1部
3	現地調査結果概要	第一回現地調査 帰国後7営業日以内	日本語	電子データ	1部
4	免税情報シート	第一回現地調査 終了時	日本語・ 英語	電子データ	1部
5	協力準備調査報告 書(案)	第二回現地調査派 遣前(対処方針会議 前)	日本語・ 英語	電子データ	1部
6	機材仕様書	概略設計協議調査 後	日本語・ 英語	電子データ	1部
7	概略事業費 積算内訳書	概略設計協議調査 後	日本語	電子データ	1部
8	概要資料	概略設計協議調査 後	日本語	電子データ	1部

9	協力準備調査報告書 (先行公開版)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	3部
10	協力準備調査報告書 (最終報告書)	契約履行期限末日	日本語・英語	製本・CD-R	和文製本：3部 英文製本：4部 CD-R：2部
11	デジタル画像集	概略設計協議調査後	—	CD-R	2部
12	進捗報告書 (PMR) 初版	概略設計協議調査後	英語	電子データ	1部

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容 他

(2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書

(案)、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書「[無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン](#)」に示された内容
他

(3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

(4) 進捗報告書の初版

「[進捗報告・Project Monitoring Report \(PMR\)](#)」に示された内容

第6条 再委託

本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	自然状況・サイト 状況調査	気象条件調査、現況調査、地形測量、地質・地盤調査、給電状況調査、給排水・水質調査等	一式	定額見積

第7条 機材の調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名：エチオピア連邦民主共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：アディスアベバ市（人口約 522 万人）
- (3) 案件名：アディスアベバ感染症治療教育病院拡充計画（The Project for the Expansion of Teaching Hospital for Communicable Diseases Treatment in Addis Ababa）
- (4) 事業の要約：エチオピア政府から感染症対策病院として指定された国立セントピーターズ専門病院（St. Peter's Specialized Hospital。以下「聖ペトロ病院」という。）において、感染症診断・治療及び臨床教育のための施設・機材を整備するもの。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における保健セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
エチオピア（以下「同国」という。）では、呼吸器感染症が死因の第三位に挙げられ、下痢性疾患等も含む感染症由来の疾患は死因全体の 36.24%であり、感染症が依然として人々の生命を脅かしている。死因の第一位・二位である妊産婦新生児死亡及び心血管疾患と比して、感染症は予防接種のみでの予防が困難な疾患が含まれる上、アウトブレイク時の国内及び他地域への影響が多岐であり、感染症予防は地域の安定の観点からも肝要である。しかし、当国にはエボラ出血熱のような致死率が高い感染症や新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）等に対応可能な特別感染隔離室を有する病院はなく、コロナ禍には重症患者の救命や通常診療機能の維持が困難となる等、感染症対策の脆弱性（施設・機材の不備、医療関係者の知識不足等）が浮彫となった。同国政府は、10 年開発計画（2021-2030）にて感染症対策に係る医療体制の整備を掲げるとともに、保健セクター開発計画Ⅱ（2020-2025、HSTPⅡ）にてユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成や医療体制強化を重点課題に掲げており、新興・再興感染症のアウトブレイク等の危機に備える観点からも、感染症の診断・治療強化は最優先課題の一つである。

アディスアベバの聖ペトロ病院は、市内の公立三次医療施設 9 か所の中で唯一、同国高等教育品質機構から多剤耐性結核について治療、教育、研究を行う病院として認証を得、保健省より感染症に係る中核的拠点と位置付けられる、感染症専門のトップリファラル病院（国の拠点となる高次医療機関）である。同国の感染症の診断・治療強化のためには、以下背景より、聖ペトロ病院の治療、教育、研究機能強化を行うことが重要である。

まず治療に関しては、多くの二次医療施設では感染症患者の隔離と治療を同時に行う医療設備を有していないため、聖ペトロ病院に多くの患者が搬送されるものの、結核等の空気感染を防ぐための陰圧管理設備は有しておらず、他疾患患者の病室と隣り合う病室で結核患者の治療が行われている。加えて、狭小な医療施設や機材不足により、内科病棟の病床使用率は 98%とひっ迫した状況にあるほか、レントゲンや CT 検査の受診は他患者が病室を利用する時間を避けるため夜間に限られ、人工呼吸器挿管を要する呼吸器感染症患者の救命率は 50%に留まるなど、感染症の診断・治療のため機能を十分有していない。このように、同国の感染症対策の拠点に指定された同病院でありながら、病床と機材の不足のためにその役割を果たせていないのが現状である。よって、同国内の感染症患者の救命率を上げるためには、聖ペトロ病院の施設拡張及び機材整備が不可欠である。また、COVID-19 の発生初期、確定症例は圧倒的にアディスアベバ市内が多く、感染源は他国からの流入が最多であったように、医療提供体制が脆弱な

地方への感染症拡大を防ぐためには、アディスアベバでの初期対応力強化が必須である。聖ペトロ病院は人口が集中するアディスアベバ市内にあり、地方病院に比して潜在的な裨益者数が多く、これらの観点からも、聖ペトロ病院の機能強化は費用対効果が高い。

また、教育に関し、聖ペトロ病院はコロナ禍を経て、感染予防に係る知見が蓄積されつつあり、感染症治療・対策に係る研修を担う拠点として、既に国内の他病院から医療従事者を受け入れ、人材育成を行っている。加えて JICA「病院運営改善アドバイザー」派遣を通じて、院内感染対策や資機材の維持管理を含む病院運営にかかる能力強化がなされた。しかし、治療のための感染予防設備を備えた施設が不足していることから、治療用の施設・機材を活用する形での臨床実習は実施できておらず、実践力の十分な強化には至っていない。聖ペトロ病院の施設・機材の拡充により、国内医療従事者を対象とした臨床教育が強化され、下位医療機関の能力向上及びリファラル体制強化、ひいては国全体の感染症対策機能が強化される。

最後に、診断や治療法確立に向けた臨床研究の実施は、トップリファラルである感染症専門病院の重要な役割の一つである。聖ペトロ病院の施設・機材整備により、臨床研究の質の向上、ひいてはエチオピア国内の将来の健康危機への対応能力強化が期待される。

かかる状況を踏まえ、アディスアベバ感染症治療教育病院拡充計画（以下「本事業」という。）は、聖ペトロ病院が国内トップリファラルの感染症専門病院としての役割を果たすべく、感染症治療及び研修に必要な施設・機材を整備するものである。

（２）保健セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け（特に自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等の主要外交政策との関連）

対エチオピア連邦民主共和国国別開発協力量針（2017 年 4 月）の重点分野として「教育・保健」が掲げられており、UHC の理念の下で、保健システムの構築及び医療サービスの質の向上を支援する方向性が示されている。JICA は「病院運営改善アドバイザー」（2021～2023）を派遣し、聖ペトロ病院を含む 3 病院の運営改善に取り組んでいるほか、アフリカ疾病予防管理センター（以下、「アフリカ CDC」）に専門家等を派遣（2021～2025）し、JICA 保健協力の成果拡大を図っている。また、本事業はグローバルアジェンダ「保健医療」の中で掲げる「中核病院診断・治療強化」、「感染症対策・検査拠点強化」クラスターの取り組みとともに、JICA 世界保健医療イニシアティブで掲げる「感染症診断・治療体制の強化」に資するものである。

（３）他の援助機関の対応

WHO、USAID、米国 CDC、KOICA が感染症対策分野で当国への支援を実施し、米国 CDC・USAID、Global Fund が感染症に係る研修で聖ペトロ病院を活用している。既存の研修は座学にとどまっており、聖ペトロ病院の整備の結果として実践的な研修が充実することで、他援助機関による事業と連携した感染症対策の強化に貢献することが可能である。なお、アフリカ CDC は WHO と連携し、旧国立研究機関であるエチオピア公衆衛生機関を拠点に地域的な緊急対応のための人材育成を行っているが、病院と連携した人材育成は行っていない。

（４）本事業を実施する意義

本事業は、同国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針等に合致し、アフリカ公衆衛生危機対応の拠点たる同国の健康危機対応力強化に資するものであり、SDGs ゴール 3 に貢献すると考えられ、事業の実施を支援する必要性は高い。また紛争被害を受けた同国北部を含む、全国の医療従事者に対する研修機会の提供により、新興再興感染症への対応や医療関連感染への対応力強化が可能である。

同国はスーダン等の近隣諸国からの移民・難民の流入を受け入れ、保健医療をはじめとする社会サービスの提供が必要とされることから、医療サービスの提供体制強化を支援することは人間の安全保障の観点からも重要である。同国はアフリカ第二の人口を有し、不安定なアフリカの角地域における大国かつ東アフリカ地域最大規模の発着便数を有する交通の要であり、同国の感染症対策が脆弱である場合にアフリカ地域全体に及ぼす影響は甚大である。

また、TICAD8において、日本はアフリカ諸国における UHC 達成への完全なるコミットを表明しており、医療サービスのアクセス改善にむけた目標として、医療施設の改善により 150 万人がアクセス向上の裨益を受ける事を掲げている。本事業はエチオピアの UHC 達成の一助となるのみならず、TICAD で掲げる我が国の取り組みに直結し、外交的意義が高い。2023 年 5 月 G7 広島サミットにおいても、「COVID-19 後の時代に向けた国際保健に貢献するため、UHC の達成を支援し、保健分野の緊急事態の予防・備え・対応を強化する観点から、G7 として官民合わせて 480 億ドル以上の資金貢献」が掲げられており、本事業はこれに貢献するものである。本事業を通じた質の高い施設・機材の整備と、技術協力アセットを有機的に連携させることで、日本がエチオピア保健分野の最優先課題の一つである感染症対策に貢献すること、また同貢献を効果的に発信することが可能である。

3. 事業概要

(1) 事業概要

①事業の目的

本事業は、アディスアベバ市内の聖ペテロ病院において、感染症診断・治療および研修のための施設・機材を整備することにより、質の高い医療及び研修を提供可能な体制強化を図り、もって同国の感染症対策の強化に寄与するもの。

②事業内容

ア) 施設、機材等の内容

【施設】外来（感染症科）、一般感染症病床（40 床）、特別感染隔離病床（2 床）。計約 2,900 m²。地上 3 階建。

【機材】CT スキャン（1 台）、デジタル X 線（1 台）、モバイル X 線（1 台）、人工呼吸器、超音波診断装置、患者監視装置、滅菌機、ベッド等

イ) コンサルティング・サービス/ ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、調達管理、施工監理、機材及び施設維持管理に係る技術支援等。

ウ) 調達・施工方法

一般的な建設資機材は現地調達とする。また、機材は維持管理が可能であれば基本的に日本調達とし、日本又は同国で調達困難な機材は第三国調達を想定。なお、空調や換気等専門的な知識が必要とされる分野で本邦企業の活用を想定。

③本事業の受益者（ターゲットグループ）：聖ペテロ病院利用者（年間約 19 万人）、聖ペテロ病院従業員（約 1,260 人）

④他の JICA 事業との関係

個別専門家「病院運営改善アドバイザー」の活動において、聖ペテロ病院をパイロット病院として選定し「5S カイゼン¹³」を用いた病院運営改善を支援したほか、2023 年

¹³日本型品質管理手法であり、院内感染予防、医療機材の適切な維持管理、院内の安全・清潔な環境整備、保健医療データの適切な記録・活用、病院の組織・チーム体制の強化等を可能とするもの。

度課題別研修「感染予防と管理：COVID-19 時代における薬剤耐性と医療関連感染」参加等を通じて、施設・機材の使用、維持管理、院内感染防止に係る人材育成等を行っており、本事業対象施設・機材の適切な維持管理及び質の高い医療サービスの提供が期待できる。

(2) 事業実施体制

- ① 事業実施機関／実施体制：保健省（Ministry of Health）、国立聖ペトロ専門病院（St. Peter's Specialized Hospital）
- ② 他機関との連携・役割分担：アフリカ CDC を通じて本取組事例・教訓がアフリカ域内の感染予防・管理強化に資することが期待される。具体的には、アフリカ CDC 感染予防・管理部門と聖ペトロ病院への講師派遣及び聖ペトロ病院での広域研修の実施等を進める。今後、アフリカ CDC に派遣中の専門家等を通じ、具体的な検討を進める予定。
- ③ 運営／維持管理体制：総従業員数約 1,260 人（医療職約 930 人、事務職約 340 人。32 の専門分野）。施設・機材の保守管理部門にはバイオメディカルエンジニアを含む 22 名の職員を有する。また、事務職のうち 20 名程度が研修運営に従事している。本事業は既存の人員で対応可能と考えられるが、保健省は人員増加も進めている。

(3) 安全対策：調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。JICA 事務所配置の安全対策アドバイザーを調査において活用できる。

(4) 環境社会配慮 カテゴリ分類 A B C FI

(5) 横断的事項：本事業によりエチオピア国内の感染症対策の強化に資する。

(6) ジェンダー分類：【確認中】GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）
 <分類理由>協力準備調査にて、施設の設計へのジェンダー視点の反映や女性の研修参加割合などジェンダー主流化ニーズを確認する。

(7) その他特記事項：特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果：

指標名	基準値 (2021 年実績値)	目標値 (2031 年) 【事業完成 3 年後】
リファラル受け入れ件数 (COVID-19 除く) (件/年)	3,488	4,200
感染症患者の新規入院受け入れ件数 (件/ 年)	2,051	2,700
CT もしくは X 線の検査数 (件/年)	0	協力準備調査で確認する。(注 1)
臨床実習を伴う感染症対策研修 (人/年)	0	協力準備調査で確認する。(注 2)

(注 1) 現在、救命率が低い（人工呼吸器挿管が必要になった患者の救命率は 50%）。原因として、資機材の不足により適時に検査や診断ができず、挿管が必要になった段階で既に手遅れになっている可能性が挙げられることから、検査数の増加により、重症患者の救命率を 50%以上に向上させることが期待される。

(注 2) 現時点で同国内の医療機関から約 8,200 名が(臨床実習を含まない座学中心の)研修に参加しているため、本事業を通じ、同数が裨益すると考えられるが、詳細は協力準備調査で確認する。

(2) 定性的効果

感染症治療サービスの向上。保健省ガイドラインに沿った感染症対策研修の実施及び質の向上。

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ブータン王国「王立感染症センター建設計画」の協力準備調査(調査実施年度:2022年度)では、人工呼吸療法関連機器の使用時の院内感染防止にかかる指導等、供与する施設・機材の適切な利用と更なる有効活用を促すため、空調・換気設備、HEPA フィルターユニット、特定機材等の運転・維持管理指導等がソフトコンポーネントに含まれた。事業完成後の適切な使用・維持管理の観点で重要とされていることから本事業でも留意する。また、医療機材の適切な維持管理においては、保守契約後の機材保守管理は先方政府が担うこととし、先方政府は継続的な機材の使用のため予算確保を含む必要な措置を講じることに合意した。本事業でも維持管理の持続性を担保することから、担当省庁及び実施機関で必要な措置がなされるよう働きかけを行う。

以 上

[別紙資料] 「アディスアベバ感染症治療教育病院拡充計画」 環境社会配慮
[別添資料] 「アディスアベバ感染症治療教育病院拡充計画」 地図

アディスアベバ感染症治療教育病院拡充計画 環境社会配慮

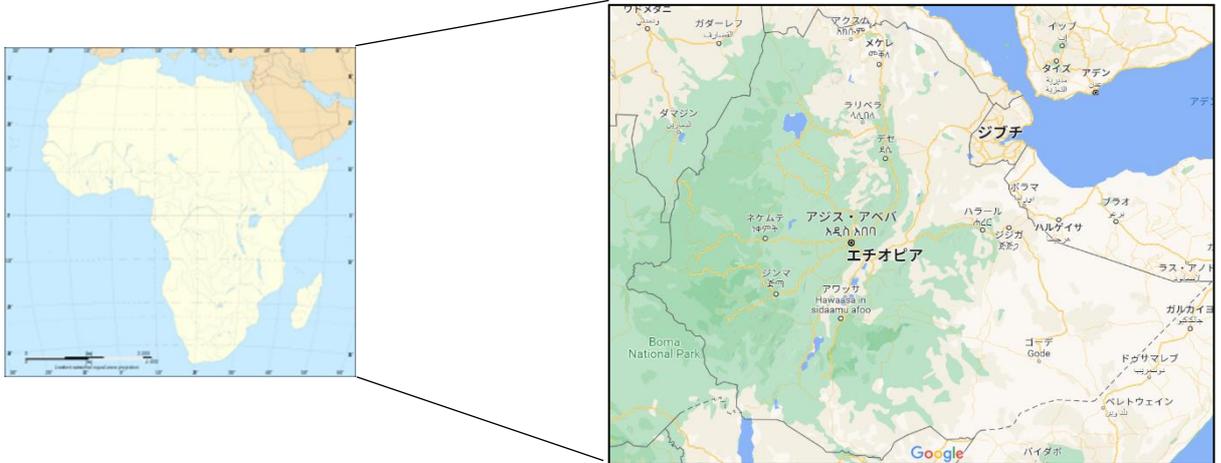
①カテゴリ分類： C

②カテゴリ分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

以上

アジスアベバ感染症治療教育病院拡充計画 地図



出典 :

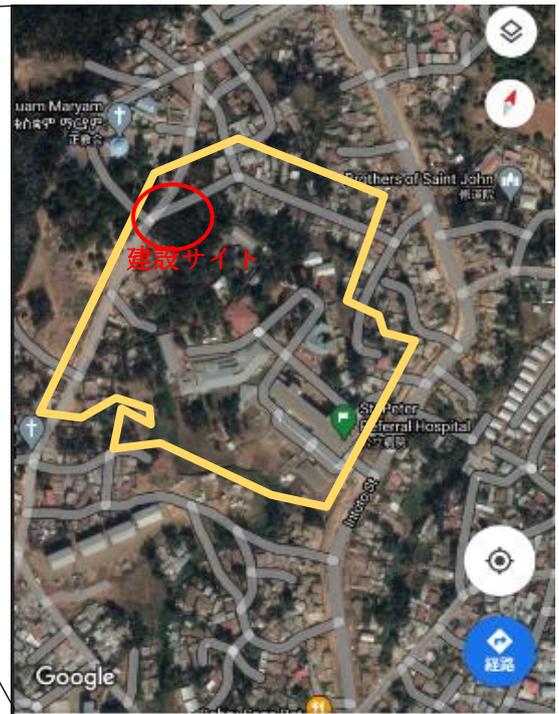
https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Africa_map_blank.svg

出典 : Google Maps

【事業サイト地図】



出典 : Google Maps



出典 : Google Maps

「アディスアベバにおける国立感染症専門病院強化計画計画」にかかる自然状況・サイト状況調査仕様書（案）

1. 目的

本業務にて行う設計、施工計画、積算等について必要な精度を確保するため、対象施設の建設予定サイトにおいて、サイト状況調査（気象条件調査、現況調査、地形測量、地質・地盤調査、給電状況調査、給排水・水質調査）を行う。また、本事業により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に一般的な調査内容、方法を記すので、先方要請内容を勘案の上、事業実施に求められる精度を確保するために必要な調査の細目及び再委託を含めた実施方法を受注者は検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

2. 文献・資料・聞き取り調査

◆ 気象条件調査

対象施設の設計に反映させるため、当該サイトの気象データ等を収集する。

- 月別最高・最低平均気温、年間降水量、月別相対湿度、月別降水量、月別風向、最大風速、落雷頻度（過去 20 年程度、困難な場合には 10 年程度）
- 台風やサイクロンが予想される地域では、過去に被害をもたらした台風・サイクロンについて記録の残る最大風速等について年・時期、経路などを確認すると共に、当該国における最新の耐風設計の基準や法令についても確認する。
- 地震の発生が予想される地域にあっては、過去の域内での発生事例について、記録の残る最大震度、年代、規模、震源地（地図上に明示）、被害状況等について調査すると共に、当該国における最新の耐震設計の基準や法令についても確認する。

◆ サイト現況調査

当該サイトの履歴について、関係者への聞き取りや文献・資料調査を通じ、サイトでの調査時に留意すべき事項を事前に明らかにする。聞き取り等で注意すべき事例としては、以下のようなものが考えられる。

- 過去に地滑り・地盤沈下があった。
- 以前は水田であったが、埋め立てられた。
- 降雨後、水はけが悪く冠水し、なかなか水が引かない。
- 湧水がある。
- 例年近傍の河川の氾濫により冠水する。
- 以前は建物があった。地下室があった。撤去作業が行われた際に、地下構造物がどこまで撤去されたか。
- 以前はゴミ捨て場/土捨て場として利用されていた。
- 塩害の影響が予測される（海岸からの距離）。
- 季節風及び砂嵐・砂塵の発生頻度。

3. サイト内既存建物調査

サイト内にある建物について、形状、規模、図面・設計仕様、基礎形式、構造上の不具合の有無やその原因、使用状況等について現況調査を行う。

4. サイト内排水調査

サイト内及び隣接する境界部分にある、排水管、排水溝、接続柵等について、その種類、大きさ、レベル、流水方向、勾配等の現況調査を行うと同時に、対象施設からの雨水、汚水及び雑排水の放流先を確認する。

5. サイト内工作物調査

サイト内にある、塀、門扉、擁壁、石垣、井戸、舗装等について、位置、形状、大きさ等の現況調査を行う。

6. サイト内樹木調査

サイト内にある主な樹木について、樹種、高さ、幹回り、枝ぶり、数量について現況調査を行う。

7. 電気・通信設備調査

サイト内及び周囲（隣接道路を含む）にある電気設備について調査を行う。

配電線路：電柱の位置・高さ・番号、及び相数・電圧

通信線路：電柱の位置・高さ・番号、引き込み点、地中線の敷設状

況、深さ、管径、管材質、経路、状態

インターネット及び携帯電話の接続状況

マンホール・ハンドホール：位置、形状、大きさ

受変電設備：種類・位置、寸法・容量

非常用発電機：種類、位置、出力、タンク容量、補助タンク容量、製造年月、運転時間

自動電圧調整器（AVR）、無停電電源装置（UPS）：容量、許容入力電圧

なお、想定される配電網から供給される電力については、電圧・周波数変動、停電頻度、電圧降下について配電所等からの聞き取り並びに現場測定による調査（3日程度）を行う。位相のずれが機器の性能や故障に影響する機材が含まれる場合には、位相も測定する。また、通年変化、年変化も併せて調査する。

8. 給水設備調査

サイト内及び周囲（隣接道路を含む）にある給水設備について調査を行う。

配水管：種類・管路・管径・管材質・深度・弁室の位置/大きさ

水源：種類（井戸、河川）

なお、上水道から水供給が想定される場合は、水圧、水質、断水頻度等について聞き取り並びに測定による調査を行う。また、通年変化、年変化も併せて調査する。

上水道以外の水源（井水・河川水等）が想定される場合は、季節変動も考慮し、計画建物に必要な給水量の確保に係る検討、及び水源の水質調査を実施する。

水質調査に際しては、本事業で整備される各機材の仕様に合致しているかを確認するための項目を網羅する。

以上2～8については敷地測量図に位置を明示した資料を作成する。

9. 測量調査

平面測量、水準測量等

10. 地盤調査

目的：①地下の地盤情報の把握、②計画建物の支持層想定のため、地盤強度に関する情報を得る。

方法：

- ボーリング

地盤情報（土質分類、地層構成、地下水位など）を把握することを目的とし、支持層とみなすことができる地層に到達後更に5mまで行う。なお、実際の深さ、本数などは建築学会の「建築基礎設計のための地盤調査計画指針」などを参照しつつ判断すること。

- サウンディング：

基礎設計のための地盤強度に関する情報を得ることを目的とし、標準貫入試験（深度1m毎）による。なお、標準貫入試験以外の方法を採用する場合には事前にJICAに説明すること。

- サンプリング：

標準貫入試験時にサンプラーに得られる乱されたサンプルを採取し、カラー写真に記録すると共に、含水率ができるだけ変化しないようフタ付き透明密閉容器に入れラベリングし（案件名、採取日、調査孔番号、標本番号、採取深度、土質名、N値等）、調査孔毎に深度順に標本箱に並べて整理し、少なくとも本工事の掘削工事が完了するまで受注者の責任で保管する（標本）。

粘土層等の軟弱層で、基礎設計のため、より詳細な土質の把握が必要な場合、乱さないサンプルを採取し（試料）、必要なラボ試験を実施する（必要な試験項目については受注者が判断）。

- 立ち合い・確認

地盤調査中においては業務従事者による立ち合い確認を適宜行い、受注者は責任を持って成果品の確認を行う。

- 成果品：

柱状図

標準貫入試験結果（N値）

標本及び写真

試料及び土質試験結果一覧

11. 地中埋設物・障害物調査

対象施設の工事に当たり、撤去や移設が必要となる地中埋設物や障害物に係る調査を行う。ここで想定する埋設物・障害物は、過去の構造物の基礎、機能していない残存する地中埋設配線・配管やそれに関連する設備等（柵、ハンドホール等）を指す。以下の方法により実施する。

- 文献・資料・聞き取り調査：当該サイトの履歴について、関係者への聞き取りや設計図などの資料調査を通じ、その有無の可能性や位置を把握する。
- 試掘調査：地中に埋設物あるいは障害物が想定される場合、位置、箇所ならびに掘削深度を受注者が判断の上、試掘を行う。
- 試掘により埋設物・障害物の存在が確認された場合は慎重に確認作業を行い、埋蔵文化財あるいはケーブル、配管などに損傷を与えないように留意し、施主に報告の上、所轄官庁の指示を仰ぐこと。その後、範囲、厚さ、深さ等、その全容を把握する。
- 試掘時の状況は写真撮影すると同時に、平面測量図に試掘箇所を明示した試掘結果報告を作成する。

12. 実施時期

なお、必要なサイト状況の確認は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

13. 宗教・文化遺産の対象物

サイト予定地内に移設・撤去が困難な信仰の対象物等（樹木、岩等）、文化遺産がある場合は、対象物の概要（種別、位置、大きさ等）について調査し、敷地測量図に位置を明示する。

14. 留意事項

また、再委託を行う場合には、コンサルタント団員による立会を適宜行うことにより、調査実施方法及び調査結果が適切な内容となっていることを受注者が確認することとする。

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務: 保健医療分野の施設・機材計画にかかる O/D (概略設計)、B/D (基本設計)、D/D (詳細設計)、SV (施工・調達監理)

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量 (人月) 及び担当業務従事者の分野 (個人名の記載は不要) を記述して下さい (様式 4-3 の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容 (様式 4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者 / ○○

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：エチオピア国及びその他開発途上国地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2024年4月より事前準備を開始し、5月に第一回現地調査を行う。その後、解析作業（積算審査に要する期間を含む）を実施する。2024年12月に第二回現地調査（概略設計）を実施することを想定する。また、2025年2月に概要資料を、2025年4月に準備調査報告書を含む成果品を作成・提出することを想定する。本業務工程は現時点の想定である。

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

約16.80人月

2) 渡航回数目途 延べ11回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 自然状況・サイト状況調査

（4）配付資料／公開資料等

1) 公開資料

・アフリカ地域 新型コロナウイルス感染拡大を受けた保健医療施設・機材にかかる情報収集・確認調査最終報告書（[アフリカ地域 新型コロナウイルス感染拡大を受けた保健医療施設・機材にかかる情報収集・確認調査最終報告書 Vol.1；Vol.1. - \(jica.go.jp\)](#)）、[アフリカ地域 新型コロナウイルス感染拡大を受けた保健医療施設・機材にかかる情報収集・確認調査最終報告書 Vol.2；Vol.2. - \(jica.go.jp\)](#)）

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無

4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA エチオピア事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

昼間の移動・活動を基本とし、夜間の外出の際には車両移動を基本とする。事業サイトにおいては、カウンターパートとの同一行動を心掛け、現地情報を収集し、治安関連の情報に触れた場合、同事務所にも共有する。

なお、現地作業中における安全管理体制を JICA に提出する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超

過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

71,209,000円(税抜)

なお、定額計上分 10,000,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した各経費について、上述(3)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	自然状況・サイト状況調査	第5条業務の内容(4)自然状況調査、(5)サイト状況調査	10,000,000円	自然状況・サイト状況調査費一式	再委託費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙1：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)